

認証制度について



平成 24 年3月

横浜市市民局市民活動支援課

平成 24 年 4 月 1 日から、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現することを目的とした、改正特定非営利活動促進法が施行されます。

今回の法改正において、認証制度については、制度の使いやすさと NPO 法人の信頼性向上のための措置として、「活動分野の追加」、「認証手続きの簡素化・柔軟化」、「情報開示の充実」、「会計の明確化」などの改正が行われました。

本冊子では、主な法改正の内容や手続き上の変更点を御案内しています。

4 月 1 日以降の諸手続きの前に、是非御一読をよろしく願います。

注 意

この冊子で使用している省略語は次のとおりです。

- | | |
|----------|--|
| ・ 法 | …特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号） |
| ・ 法令 | …特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号） |
| ・ 法規 | …特定非営利活動促進法施行規則
（平成 23 年内閣府令第 55 号） |
| ・ 条例 | …特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年第 2 号） |
| ・ NPO 法人 | …特定非営利活動法人 |

平成 24 年 4 月 1 日からの主な変更点(目次)

その1 横浜市長が所轄庁になります

P.4

その2 特定非営利活動の種類が新たに3分野追加されます

P.4

その3 縦覧期間中の補正が可能になり、認証審査期間も短縮されます

P.5

その4 理事の代表権に加えた制限が登記に反映されます

P.6

その5 社員総会をみなし総会で行うことができます

P.7

その6 解散時の公告が簡素化されます

P.8

その7 役員の変更等があった際には、役員名簿の提出が必要になります

P.8

その8 定款を変更する際に、届出のみで足りる事項が拡大されます

P.9

その9 定款変更に係る登記をした場合の書類提出が変更になります

P.10

その10 会計書類が変更になります

P.10

その11 法人が、備え置く必要のある書類とその場所が変更になります

P.11

その12 毎年提出する書類(事業報告書等)が変更になります

P.12

その1 横浜市長が所轄庁になります

(法第9条)

横浜市内にのみ事務所を有するNPO法人については、横浜市長が所轄庁となります。(本市は、平成22年度に神奈川県から認証権限が移譲され、横浜市内にのみ事務所を有するNPO法人の設立認証等に係る事務を行っています。)

その2 特定非営利活動の種類が新たに3分野追加されます

(法第2条第1項、同別表)

特定非営利活動の種類について、既存の17の活動分野に、新たに3分野が追加されます。

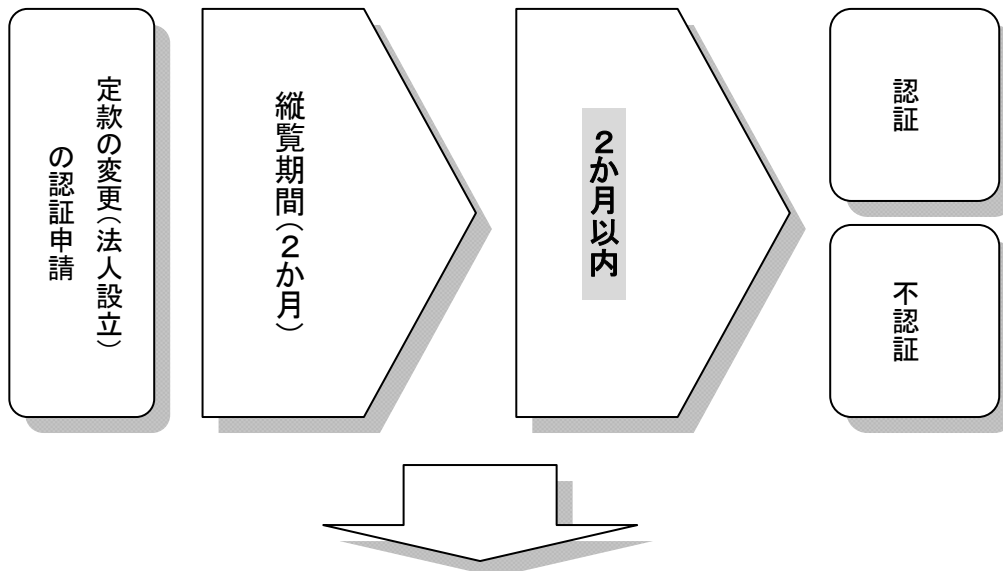
-
- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動
 - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動

その3 縦覧期間中の補正が可能になり、認証審査期間も短縮されます

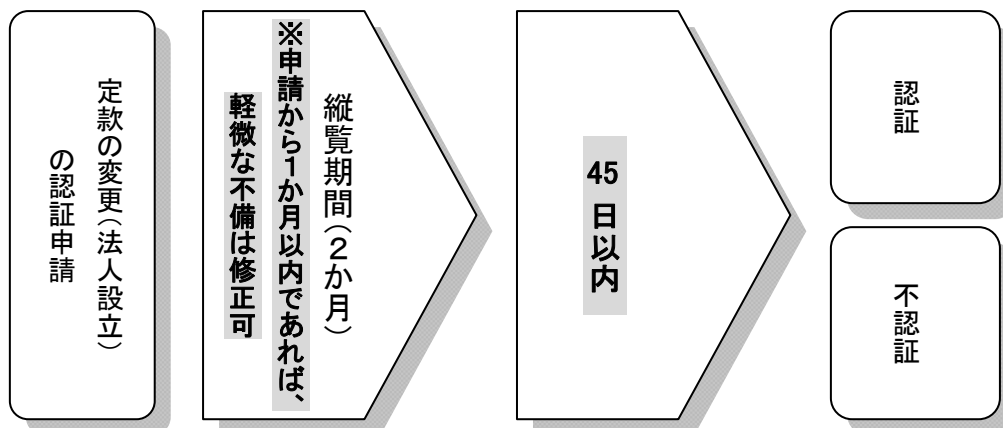
(法第 10 条第3項、同第 12 条第2項、条例第4条、同第5条)

- 定款の変更又は法人設立の認証申請の際、申請後1か月以内であれば、書類中の軽微な不備に関しては、補正書に必要書類を添付して提出することで、補正が可能になります。
(軽微な不備として扱うものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたものです。)
- 認証審査期間について、横浜市では、従来の縦覧期間終了後2か月以内から 45 日以内に短縮されます。

■従来の申請から認証・不認証決定までの流れ



■平成 24 年4月1日からの申請から認証・不認証決定までの流れ



その4 理事の代表権に加えた制限が登記に反映されます

(法第16条、法令附則第2条、同第3条)

定款で、(理事長など)特定の理事が代表権を持つ定めをおいている場合、その特定の理事のみが登記されます。

現在使用している定款に、理事の代表権を制限する定め(例:「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の記載)がある場合は、平成24年4月1日以降、6か月以内に、管轄の法務局(横浜地方法務局)で、登記事項の変更手続きをする必要があります。

■従来

定款で、(理事長など)特定の理事が代表権を持つ定めをおいても、理事全員が登記される。



■平成24年4月1日から

定款で、(理事長など)特定の理事が代表権を持つ定めをおいている場合、その特定の理事のみが登記される。



※登記事項の変更手続きについては、法務省のホームページで御確認いただくか、横浜地方法務局にお問合せください。

○法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00067.html

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 法務省

検索

○横浜地方法務局 横浜市中区北仲通5丁目 57 番地 横浜第二合同庁舎内
TEL 045-641-7461(代表)
045-641-7956(法人登記相談専用ダイヤル)

その5 社員総会をみなし総会で行うことができます

(法第14条の9、法規第2条、条例第7条)

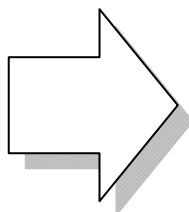
理事又は社員が、社員総会の議決事項について提案をした場合、この提案を社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、社員総会の決議があったものとみなすことができます。

これにより、例えば、緊急に決議が必要な時など、社員が集まるのが難しい場合でも、決議が可能になります。

■従来



書面又は電磁的記録のみによる決議について、法上の定めはなし。



■平成24年4月1日から



社員総会の議決事項について、理事又は社員が提案をした場合、この提案を社員全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をした場合は、社員総会の決議とみなすことができる。

ここを CHECK !!

・みなし総会決議を用いた場合の議事録には、次の事項を記載する必要があります。

- ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

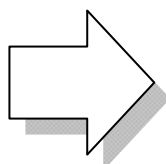
その6 解散時の公告が簡素化されます

(法第 31 条の 10 第1項)

法人の解散時には、債権者に対し、債権の申出の催告をするための公告を行う必要があります。この公告について、回数の規定がなくなりました。

■従来

清算人の就任後、2か月以内に、
少なくとも3回公告



■平成 24 年4月1日から

遅滞なく公告
(回数の規定は、なくなりました。)

その7 役員の変更等があった際には、役員名簿の提出が必要になります

(法第 23 条、条例第8条)

役員の変更等があった際には、従来の提出書類に加えて、「変更後の役員名簿」の提出が必要になります。

■平成 24 年4月1日からの提出書類

- ① 役員の変更等届出書
 - ② **変更後の役員名簿 2部**
(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
 - ③ 誓約及び就任承諾書(各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面)の謄本
 - ④ 各役員の住所又は居所を証する書面
- ※③・④は、新たに就任した役員がいる場合のみ提出
※④については、住民基本台帳ネットワークにより確認をすることを希望される方については、添付は不要です。(平成 24 年4月1日以降は、住民基本台帳ネットワークに参加している市町村に居住されている方であれば、確認できるようになります。)

その8 定款を変更する際に、届出のみで足りる事項が拡大されます

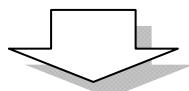
(法第 25 条第6項)

定款を変更する際に、所轄庁への届出のみで足りる事項(所轄庁への定款の変更認証申請が不要な事項)が、拡大されました。

また、届出の際には、届出書と併せて、「定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本」と「変更後の定款(2部)」の提出が必要になります。

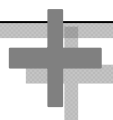
■従来の所轄庁への届出のみで足りる事項

- ① 事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わない場合に限る)
- ② 資産に関する事項
- ③ 公告の方法



■平成 24 年4月1日から所轄庁への届出のみで足りる事項

- ① 事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わない場合に限る)
- ② 役員の定数に係るもの
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)
- ⑦ 公告の方法
- ⑧ その他、法上、定款に記載することが義務付けられていない事項(職員に関する事項や賛助会員等に関する事項など)



また、定款の変更の届出書と併せて…

・「定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本」と「変更後の定款(2部)」の提出が必要。

ここを CHECK !!

・定款に、「定款変更をするときに、所轄庁の認証が必要な事項」について定めがある場合、定款の変更認証の手続きをしてください。

その9 定款変更に係る登記をした場合の書類提出が変更になります

(法第 25 条第 7 項、条例第 11 条)

定款の変更に伴い、その変更に係る登記をした場合、遅滞なく、「定款の変更登記完了提出書」「登記事項証明書」「登記事項証明書の写し」の提出が必要になります。

(従来、定款の変更を行った翌事業年度の事業報告書等の提出の際に、併せて提出いただいていた「定款の変更に係る登記事項証明書の写し」の提出は、不要になります。)

■従来

提出時期:

定款の変更を行った翌事業年度
に事業報告書等を提出する際

提出書類:

・登記事項証明書の写し

■平成 24 年 4 月 1 日から

提出時期:

定款の変更に係る登記をしたの
ち、遅滞なく

提出書類:

・定款の変更登記完了提出書
・登記事項証明書
・登記事項証明書の写し

その 10 会計書類が変更になります

(法第 10 条第 1 項第 8 号、同第 27 条第 1 項第 3 号)

毎事業年度作成する会計書類のうちの「収支計算書」が、「活動計算書」に変更になります。(従来の「収支予算書」は、「活動予算書」に変更になります。)

※「活動計算書」「活動予算書」の記載方法、記載例については、横浜市市民局市民活動支援課ホームページで御確認ください。

ここがPOINT!!

「収支計算書」は資金収支ベースの計算書類でしたが、「活動計算書」は損益ベースの計算書類になり、株式会社などで使用されている会計基準に近くなります。

「活動計算書」となることで、減価償却などの正味財産の増減原因を示すことができます。

その 11 法人が、備え置く必要のある書類とその場所が変更になります

(法第 28 条、条例第 12 条)

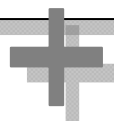
平成 24 年 4 月 1 日から、従来の事業報告書等(直近の 3 事業年度分)のほか、以下⑦～⑩の書類も、法人の事務所に備え置かなければなりません。(これらの書類は、社員やその他利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなくてはなりません。)

また、これらの書類は、登記上の全ての事務所に備え置かなければなりません。

■平成 24 年 4 月 1 日から登記上の全ての事務所に備え置く書類

従来の備え置く書類

- ① 前事業年度の事業報告書
- ② 前事業年度の活動計算書(収支計算書)
- ③ 前事業年度の貸借対照表
- ④ 前事業年度の財産目録
- ⑤ 年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)
- ⑥ 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿



以下⑦～⑩の書類を、新たに法人の事務所に備え置かなければなりません。

- ⑦ 最新の役員名簿
- ⑧ 最新の定款
- ⑨ 認証通知書の写し
- ⑩ 登記事項証明書の写し

その 12 毎年提出する書類(事業報告書等)が変更になります

(法第 29 条、同附則第 4 条、同第 6 条第 4 項、条例第 13 条)

毎年提出する書類(事業報告書等)について、「事業報告書等提出書」という様式が新たに定まりました。平成 24 年 4 月 1 日からは、この「事業報告書等提出書」に、事業報告書等(以下②～⑦の書類)を添付して、提出することとなります。(注 1)

■毎年提出する書類(事業報告書等)の変更点

- ① **事業報告書等提出書** ← **新たに追加!**
- ② 前事業年度の事業報告書 2部
 - ③ 前事業年度の活動計算書(収支計算書)(注2) 2部
 - ④ 前事業年度の貸借対照表 2部
 - ⑤ 前事業年度の財産目録 2部
 - ⑥ 年間役員名簿(前年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに前年度における報酬の有無を記載した名簿)(注3) 2部
 - ⑦ 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿 2部

注意!!

(注 1) 前事業年度に定款変更を行った場合に提出が必要であった「変更後の定款」「定款変更認証通知書の写し」「登記事項証明書の写し」は、平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に係る定款変更の認証、届出については、提出不要になります。

(注 2) 平成 24 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に係る事業報告書等の提出時には、「活動計算書」ではなく、従来どおり、「収支計算書」を提出することになります。

(注 3) 平成 24 年 4 月 1 日以降、最初に事業報告書等を提出する際には、その時点の最新の役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)も、併せて提出する必要があります。

(平成 24 年 4 月 1 日以降、事業報告書等を提出する以前に役員の変更等に伴い、変更後の役員名簿を提出している場合は、提出不要です。(P. 8 『その 7』参照。))

■参考:提出書類に係る変更点(まとめ)

手続き	従来		平成 24 年 4 月 1 日から	
	提出書類	部数	提出書類	部数
役員の変更等の届出 (P.8 参照)	役員の変更等届出書	1部	役員の変更等届出書	1部
	/		変更後の役員名簿	2部
	誓約及び就任承諾書(各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面)の謄本	各1部	誓約及び就任承諾書(各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面)の謄本	各1部
	各役員の住所または居所を証する書面	各1部	各役員の住所または居所を証する書面	各1部
定款の変更の届出 (P.9 参照)	定款変更届出書	1部	定款変更届出書	1部
	/		定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部
	/		変更後の定款	2部
定款の変更に係る登記をした場合の届出 (P.10 参照)	/		定款の変更登記完了提出書	1部
	/		登記事項証明書	1部
	/		登記事項証明書の写し	1部
毎年提出する書類 (事業報告書等) (P.10、P.12 参照)	/		事業報告書等提出書	1部
	前事業年度の事業報告書	2部	前事業年度の事業報告書	2部
	前事業年度の収支計算書	2部	前事業年度の活動計算書(収支計算書)(注1)	2部
	前事業年度の貸借対照表	2部	前事業年度の貸借対照表	2部
	前事業年度の財産目録	2部	前事業年度の財産目録	2部
	役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2部	年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)(注2)	2部
	前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿	2部	前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿	2部
	変更後の定款(注3)	2部	/	
	定款変更認証通知書の写し(注3)	2部		
登記事項証明書の写し(注3)	2部			

(注1) 平成 24 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に係る事業報告書等の提出時には、「活動計算書」ではなく、従来通り、「収支計算書」を提出することになります。(P. 12 『注意!!』欄参照。)

(注2) 平成 24 年 4 月 1 日以降、最初に事業報告書等を提出する際には、その時点の最新の役員名簿も併せて提出が必要です。(P. 12 『注意!!』欄参照。)

(注3) 前事業年度に定款変更を行った場合のみ提出が必要であった書類。平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に係る定款変更の認証、届出については、提出不要になります。(P. 12 『注意!!』参照。)

横浜市市民局市民活動支援課

電話 045-227-7966 FAX 045-223-2032

〒231-0062

横浜市中区桜木町 1-1-56

みなとみらい 21 クリーンセンタービル7階

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/ninsyou/>

横浜市 NPO 認証

検索